

## 令和5年1月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後4時00分～午後5時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

|        |        |
|--------|--------|
| 会長     | 鈴木 浩   |
| 会長職務代理 | 島田 正   |
| 委員     | 松本 薫   |
|        | 抜井 俊   |
|        | 武田 直章  |
|        | 瀬島 吉明  |
|        | 塩野 智恵  |
|        | 山田 剛   |
|        | 古寺 貞雄  |
|        | 早川 忠男  |
|        | 長谷川 清行 |
|        | 松本 英雄  |
|        | 鈴木 浩之  |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第86号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第87号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

報告第75号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第76号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明

主 幹 江田 直也 主 事 清水 大輝 主事補 舘内 敢

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に武田直章委員、瀬島吉明委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の舘内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案第86号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり

議案第87号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

報告第75号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

報告第76号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

令和5年1月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第86号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第86号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっております。

番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。  
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は上から1,429㎡、970㎡で、計2,399㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となります。  
以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日〇〇〇〇と現地を見てきました。  
現地はきれいな状態ですぐにでも作付けできそうな感じでありました。  
中間管理機構を通した貸借ということで何ら問題ないと思いますが、ご審議の程  
よろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第86号番号2から番号3については借人が同一のため、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。  
番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、5ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は2,667㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となります。

1 ページをご覧ください。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、5ページと8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は2,168㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となります。  
以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 先日〇〇〇〇・〇〇〇〇と現地を見てきたところ、きれいに耕耘されおり、  
何ら問題ないと思います。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第86号番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。  
9ページをご覧ください。  
番号4につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,108㎡であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間となります。  
以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 貸人の〇〇〇〇は旦那さんが亡くなってしまい、また後継者もないということで中間管理機構を通して貸すということになりました。現地は緑肥にするような感じで麦が撒かれており十分管理されていました。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

つづいて議案第87号番号1の説明に移るわけではありますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項、いわゆる参与の制限により〇〇〇〇が当事者となりますので、一時退席をお願いいたします。

議案第87号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
12 ページをご覧ください。  
議案第87号番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。  
番号1につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。  
所在につきましては、13ページから14ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。  
面積が916㎡となっております。  
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。  
譲渡人の経営面積は916㎡、  
譲受人の経営面積は13,556㎡となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。  
続いて許可要件について説明いたします。  
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、  
という全部効率利用要件について、  
〇〇〇〇は、トラクター1台、耕耘機2台、トラック1台などを所有しており、農業を  
営む環境にあると申請書より判断しております。  
労働力は、申請者を含め2名と記載されております。  
主たる経営作物は、里芋、ほうれん草、枝豆となっております。  
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書に  
よりますと1名満たしております。  
また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、  
取得後の面積が14,472㎡であり、要件を満たしております。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 この土地は〇〇〇〇の土地だったが、跡取りは〇〇〇〇が地元に残って跡を取  
っております。ただし、共有持分を持つ方すべて農家ではありません。  
そこで〇〇〇〇に畑を買ってくれないかということで話があり、畑を購入する話  
になったとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可とします。

議案第87号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
12ページをご覧ください。  
議案第87号番号2は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。  
番号2につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。  
所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。  
面積が386㎡となっております。  
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は2,032㎡、

譲受人の経営面積は10,098㎡

となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇は、トラクター1台、耕耘機2台、噴霧機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め4名と記載されております。

主たる経営作物は、ほうれん草、小松菜となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと4名満たしております。

また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が10,484㎡であり、要件を満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員

現在の地権者は〇〇〇〇からこの土地を相続しました。

被相続人の〇〇〇〇はこどもがいません。

相続人の〇〇〇〇は〇〇〇〇の姪っ子にあたる方になりますが、農家ではありません。

一方、譲受人の〇〇〇〇は現在町の〇〇〇〇をやっており、農協では〇〇〇〇という役職を務めており、農業を一生懸命やっています。〇〇〇〇が亡くなり相続が発生して〇〇〇〇が相続したが、農業をやっていないため〇〇〇〇に売る話になったのだと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

事務局

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

17ページをご覧ください。

報告第75号番号1は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、18ページから19ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が213㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望はなしで受理済みです。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となっております。

所在につきましては、20ページから24ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から1,133㎡、513㎡、386㎡の計2,032㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望はありで受理済みです。

25ページをご覧ください。

報告第76号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件は、現地確認をした結果当該地に農業用施設があったため所有者さんに指導をして提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、



所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は272㎡のうち39.78㎡となっております。  
所在等につきましては、26ページから29ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図、平面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、農業用倉庫として受理済みです。

番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は2,150㎡のうち11.40㎡となっております。  
所在等につきましては、30ページから33ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇  
申請事由は、農業用通路として受理済みです。

番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆で、  
面積は上から2,150㎡のうち12.75㎡、2,080㎡のうち12.75㎡となっており、計25.50㎡となっております。  
所在等につきましては、30ページから33ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇  
申請事由は、農業用通路として受理済みです。

番号4につきましては、  
所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は2,080㎡のうち14.40㎡となっております。  
所在等につきましては、30ページから33ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇  
申請事由は、農業用通路として受理済みです。

番号5につきましては、  
所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は1,813㎡のうち22.75㎡となっております。  
所在等につきましては、34ページから37ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇  
申請事由は、農業用駐車場として受理済みです。

番号6につきましては、  
所在が〇〇〇〇の計1筆で、  
面積は1,813㎡のうち17㎡となっております。  
所在等につきましては、34ページから37ページまでの案内図、公図の写し、配置  
図、平面図、立面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇  
申請事由は、農業用小屋として受理済みです。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決  
文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年2月27日

議長 鈴木 浩

署名委員 武田 直章

署名委員 瀬島 吉明